

## 第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（抜粋）

（平成18年1月20日環境省告示第20号）

（飼養施設の管理）

**第2条** 飼養施設の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 定期的に清掃及び消毒を行うとともに、汚物、残さ等を適切に処理し、衛生管理及び周辺的生活環境の保全に支障が生じないように清潔を保つこと。
- 二 一日一回以上巡回を行い、保守点検を行うこと。
- 三 清掃、消毒及び保守点検の実施状況について記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。

**四、五 略**

- 六 臭気の拡散又は動物の毛等の飛散により、飼養施設的环境又はその周辺的生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、空気清浄機、脱臭装置、汚物用の密閉容器等を備えること。

**七、八 略**

（設備の構造及び規模）

**第3条** 飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。

**一、二 略**

- 三 ケージ等及び訓練場の床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造及び材質とすること。

**四 略**

（設備の管理）

**第4条** 飼養施設に備える設備の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

**一 略**

- 二 ケージ等に、動物の生態及び習性並びに飼養期間に応じて、遊具、止まり木、砂場及び水浴び、休息等ができる設備を備えること。
- 三 ケージ等の清掃を一日一回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理すること。ただし、草地等において飼養又は保管をする等特別な事情がある場合にあってはこの限りでない。
- 四 ふん尿に係る動物の衛生管理のため、ケージ等には、ふん尿の受け皿を備え、又は床敷きを敷く等の措置を講じること。

**五、六 略**

（動物の管理）

**第5条** 動物の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 動物の飼養又は保管は、次に掲げる方法により行うこと。

- イ 飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに動物の飼養又は保管に当たる職員数に見合ったものとする。
- ロ ケージ等の外で飼養又は保管をしないこと。ただし、管理を徹底した上で一時的にケージ等の外で飼養又は保管をする場合にあっては、この限りでない。
- ハ ケージ等に入れる動物の種類及び数は、ケージ等の構造及び規模に見合ったものとする。
- ニ 異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組み合わせを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。

ホ、ヘ 略

- ト 動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境（以下「飼養環境」という。）の管理を行うこと。特に、販売業者が、夜間（午後八時から午前八時までの間をいう。以下同じ。）に犬及びねこ以外の動物の展示を行う場合には、明るさの抑制等の飼養環境の管理に配慮すること。
- チ 動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うこと。
- リ 走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等において動物の飼養又は保管をする場合には、これによる動物のストレスを軽減するために、必要に応じて運動の時間を設けること。

ヌ～ワ 略

- カ 一日一回以上巡回を行い、動物の数及び状態を確認するとともに、その実施状況について記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。

ヨ 略

- タ 動物の鳴き声、臭気、動物の毛等、ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物等により、周辺的生活環境を著しく損なわないようにすること。特に、飼養施設が住宅地に立地している場合にあっては、長時間にわたる、又は深夜における鳴き声等による生活環境への影響が生じないように、動物を管理すること。

レ、ロ 略

二 飼養施設における動物の疾病等に係る措置は、次に掲げる方法により行うこと。

- イ 新たな動物の飼養施設への導入に当たっては、当該動物が健康であることを目視又は導入に係る契約の相手方等からの聴取りにより確認し、それまでの間、必要に応じて他の動物と接触させないようにすること。競りあっせん業者が、競りの実施に当たって、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合も同様とする。
- ロ 飼養又は保管をする動物の疾病及び傷害の予防、寄生虫の寄生の予防又は駆除等日常的な健康管理を行うこと。
- ハ 疾病の予防等のために、必要に応じてワクチン接種を行うこと。
- ニ 動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。
- ホ ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物により動物が健康被害を受けないよう、その発

生及び侵入の防止又は駆除を行うこと。

三 動物の繁殖は、次に掲げる方法により行うこと。

- イ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある動物、幼齢の動物、高齢の動物等を繁殖の用に供し、又は遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある組合せによって繁殖をさせないこと。ただし、希少な動物の保護増殖を行う場合にあってはこの限りでない。
- ロ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかることを避け、飼養施設の構造及び規模、職員数等を踏まえて、その繁殖の回数を適切なものとし、必要に応じ繁殖を制限するための措置を講じること。
- ハ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合にあっては、動物の繁殖の実施状況について記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。

四 略

五 動物を顧客、取引の場所を提供する者その他の関係者（以下「顧客等」という。）と接触させ、又は顧客等に譲り渡し、若しくは引き渡す場合にあっては、次に掲げる方法により行うこと。

イ 略

- ロ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、顧客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかり、顧客等が危害を受け、又は動物若しくは顧客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、顧客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。

ハ 略

六 略

（その他の遵守すべき基準）

**第6条** 第二条から前条までに掲げるもののほか、動物取扱業は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 動物取扱業の実施に係る広告については、次に掲げる方法により行うこと。

- イ 氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、動物取扱業の種別、登録番号並びに登録年月日及び登録の有効期間の末日並びに動物取扱責任者の氏名を掲載すること。
- ロ 安易な飼養又は保管の助長を防止するため、事実と反した飼養又は保管の容易さ、幼齢時の愛らしさ、生態及び習性に反した行動等を過度に強調すること等により、顧客等に動物に関して誤った理解を与えることのない内容とすること。

二 販売業者にあつては、販売に供しているすべての動物を顧客が目視により、又は写真等により確認できるようにすること。また、動物ごとに、次に掲げる情報を顧客から見やすい位置に文書（電磁的な記録を含む。）により表示すること。

イ 品種等の名称

- ロ 性成熟時等の標準体重、標準体長等体の大きさに係る情報

ハ 性別の判定結果

ニ 生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合は、推定される生年月日及び輸入年月日等）

ホ 生産地等

ヘ 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）

三 略

四 動物の仕入れ、販売、競り等の動物の取引状況について記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。

五 略

六 略

附 則

販売業者、貸出業者又は展示業者が、午後八時から午後十時までの間に、成猫（生後一年以上のねこのことをいう。）を、当該成猫が休息ができる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合においては、平成二十六年五月三十一日までの間は、当該成猫については、この告示による改正後の第五条第一号ヌ及び第五号イの規定は、適用しない。